

地域クラブ申請に係るQ&A

	Q（質問）	A（回答）
1	中学校に今ある部活とは別の活動を、地域クラブとしてつくることはできますか。	地域クラブは、中学生が多様な活動を選択できるようにすることも狙いとしていますので、今の中学校の部活動で行われていない種目のクラブも立ち上げることができます。
2	地域クラブの立ち上げ、活動にあたり、芦屋市や芦屋市教育委員会から何らかの給付金や補助がありますか。	地域クラブの立ち上げ、活動に対して、芦屋市や芦屋市教育委員会からの給付金や補助はありません。
3	地域クラブの活動場所は、各クラブで確保するのですか。その場合、市立中学校の施設を利用することはできますか。その利用を前提に申請することはできますか。	クラブの活動場所は、各クラブで確保することとしています。現在、クラブの活動場所として、市立中学校の学校施設（運動場、体育館、特別場所等）を使用できるよう調整を進めていますので、それらを活動予定場所として申請することはできます。
4	地域クラブとして登録されれば、申請したとおりの活動場所と回数で活動ができるということでしょうか。	地域クラブとして登録されても、学校を活動場所とするクラブについては、その後に活動場所や回数の調整を行うので、登録をもって申請どおりの活動ができるということではありません。調整結果をお知らせする時期は、別途、連絡させていただきます。
5	芦屋市や芦屋市教育委員会から指導者を紹介、斡旋してもらうことはできますか。	市や教育委員会が指導者の紹介、斡旋はしません。指導者の確保は各クラブの責任で進めてください。
6	地域クラブとして活動する場合、市内施設の優先的な使用や使用料の減免措置がありますか。	市内の市立中学校のグラウンドや体育館、特別教室等を使用する場合は、使用料は発生しません。それ以外の市内公共施設を使用するにあたっては、優先利用や使用料の減免措置の扱いはありません。
7	今の中学校の部活の活動を引き継ぐ地域クラブが、他の地域クラブよりも学校施設の使用を優先されることはありますか。	今の中学校の部活動が終了した後を引き継ぐ地域クラブの設置は、目指しているところではありません。ただ、それだけの理由で学校施設の使用を優先することはありません。
8	学校のグラウンドや体育館の使用希望が集中した場合、どのようにして活動場所や回数を振り分けていくのでしょうか。	各団体の指導体制や活動内容、参加見込み者数などを確認し、総合的に判断して調整を行います。
9	同じ種目を同じ学校で指導する申請が複数出てきた場合、芦屋市や芦屋市教育委員会で、調整を行うことがありますか。	複数のクラブが同じ種目を同じ学校で指導することを希望された場合は、例えば1つの団体にまとまって活動できないかや、活動場所を変更できないかなどを相談・調整させていただくことがあります。
10	1つの地域クラブが複数の学校を活動拠点として活動することはできますか。	同じ種目の活動が複数の場所（学校）で行われるようになれば、生徒が活動により参加しやすくなるなど、そのメリットは大きいと考えています。その方法として、1つのクラブが曜日によって拠点（学校）を変えて活動することもできますし、最初から複数の学校を拠点にして活動することもできます。
11	今の小中学生にどれだけの活動ニーズがあるのかを知るのに、参考となるデータはありますか。	ホームページ上の「芦屋市立中学校における部活動の地域展開について」のページの中に、中学生・小学生を対象に実施した部活動に関するアンケート調査の結果を掲載しています。あわせて、令和7年5月1日現在の各中学校の部活動に所属している生徒数も掲載していますので、それらの資料も参考にしてください。

12	地域クラブが参加者に求める会費等について、芦屋市や芦屋市教育委員会からの指導はありますか。	地域クラブの運営に必要な経費は、種目により異なるので、会費の根拠等が参加者に十分に説明され、理解されるものになっているのであれば、市や教育委員会がその金額について指導することはありません。ただし、会費等の使途を明確にするためにも、保護者に対して、活動実績と会計の報告は定期的に行います。市や教育委員会も必要に応じて、同様の報告を求めます。
13	学校施設を利用する地域クラブの平日の活動は、どのように定めたいですか。	学校施設を使用する地域クラブの平日の活動は、16時から20時の間の2時間を基本としていますので、各クラブでこの時間帯内で活動を設定してください。長期休業期間中の平日は、9時～17時までの時間帯の中での3時間程度の活動になります。（学校閉鎖期間等は除く）学校施設を使用しない地域クラブは、この限りではありません。
14	クラブとしての活動予定日が少ない（週1日、月2日等）ところも地域クラブとして認められるでしょうか。	地域クラブは、生徒が複数の活動を選択することも想定しています。生徒の選択肢を広げるうえでも、活動回数が少ないクラブも必要と考えています。
15	地域クラブの申請を団体でなく、個人でできますか。	クラブ運営をより安定した持続可能なものにするためにも、複数の構成員（団体）で運営する体制を構築してください。
16	現在、別の組織に登録し活動している団体または個人が、新たに中学生を受け入れることで、地域クラブとして申請できますか。	申請できます。中学生がその団体に所属する地域の方と共に活動することも魅力ある活動ととらえています。ただし、地域クラブとして登録された団体であっても、中学生が中心となっていない活動に対しては、中学校施設の使用は許可できません。
17	学校の施設を使用するにあたって、学校の備品、消耗品を使用することはできますか。	部活動で使用してきた備品、消耗品はそのまま使用していただくことを想定しています。消耗品については、市や学校がその後の補充はしませんので、不足が生じた場合は、各クラブで購入していただくことになります。
18	活動中に学校の備品を破損した場合、クラブとして費用弁償を求められますか。	学校の備品を損傷した場合は、その原因が故意、過失にかかわらず、クラブに対し費用弁償を求めることになります。こうした事態に備えて、損害賠償保険には必ず加入してください。
19	学校の備品の老朽化が破損の一因となっている場合でも、クラブとしての費用弁償は求められるのでしょうか。	老朽化などが破損の一因となっている場合は、クラブ、学校、教育委員会と協議したうえで、対応を決定します。
20	地域クラブとして、学校の特別教室を使用する場合、その準備物（消耗品等）を学校に置いておくことはできますか。	学校の特別教室も含めて、生徒が普段、授業で使用している教室に地域クラブの活動に使う準備物等を置いておくことはできません。そのための別の部屋を用意することもできません。
21	地域クラブがどのような大会等に参加するかは、その団体の判断にまかされるのですか。その参加の有無が地域クラブとしての審査に影響しますか。	各クラブがどのような大会等に参加するかは、そのクラブの判断になります。大会等への参加の有無が、地域クラブの審査に影響することはありません。生徒は各クラブの大会等の参加方針を理解して入会するので、その方針が変わる場合は生徒・保護者には十分な説明を行ってください。
22	地域クラブの申請を行うにあたり、申請期限までに指導者等が確定していないといけませんか。確定していない場合は申請はできないのでしょうか。	申請期限までに指導者等が確定していない場合は、その時点での予定で申請してください。その場合、指導者等を記入する欄には、どんな人材を何名確保するかがわかるような記入をしてください。その確保の状況や見通しなどは、代表者との面談の場で確認させていただきます。
23	地域クラブに登録された後に、申請内容に変更があった場合はどうすればいいのでしょうか。	速やかに申請を行った「芦屋市地域クラブ募集担当」宛にメールでご連絡ください。変更の内容によっては、再審査や再面談を行うことがあります。